

改正

平成30年5月28日

令和2年7月13日

知立市議会における災害発生時対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知立市において地震等の災害が発生したときに、知立市議会が知立市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(対策会議の設置)

第2条 知立市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、知立市議会内に知立市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置することができる。ただし、議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。

2 議長又は副議長は、各派代表者及び市対策本部に対し、対策会議の設置を報告する。

(対策会議の構成)

第3条 対策会議は、議長、副議長及び各派代表者をもって構成する。

2 議長は、対策会議を代表し、その事務を総括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 議長及び副議長ともに事故があるときは、年長の議員が議長の職務を代理する。

5 各派代表者は、議長及び副議長を補佐し、議長の命を受け対策会議の事務に従事する。

6 議長は、必要と認める場合は、副議長及び各派代表者以外の議員に対し、対策会議の会議への出席を求めることができる。

(対策会議の任務)

第4条 対策会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 議員の安否の確認を行うこと。

(2) 市対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。

(3) 各議員からの災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。

(4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(対策会議の会議)

第5条 対策会議の会議は、議長が招集する。

2 議長は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により構成員が参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術を利用して、対策会議の会議を開催するものとする。

(議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を対策会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 対策会議より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて対策会議へ報告すること。
- (4) 各地域において、被災者に対する相談、助言その他の支援を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対策会議の決定に基づき行動すること。

(市議会事務局の対応)

第7条 市議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等において得た情報を、対策会議へ提供する。
- (2) 事務局職員は、対策会議の業務に従事する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。